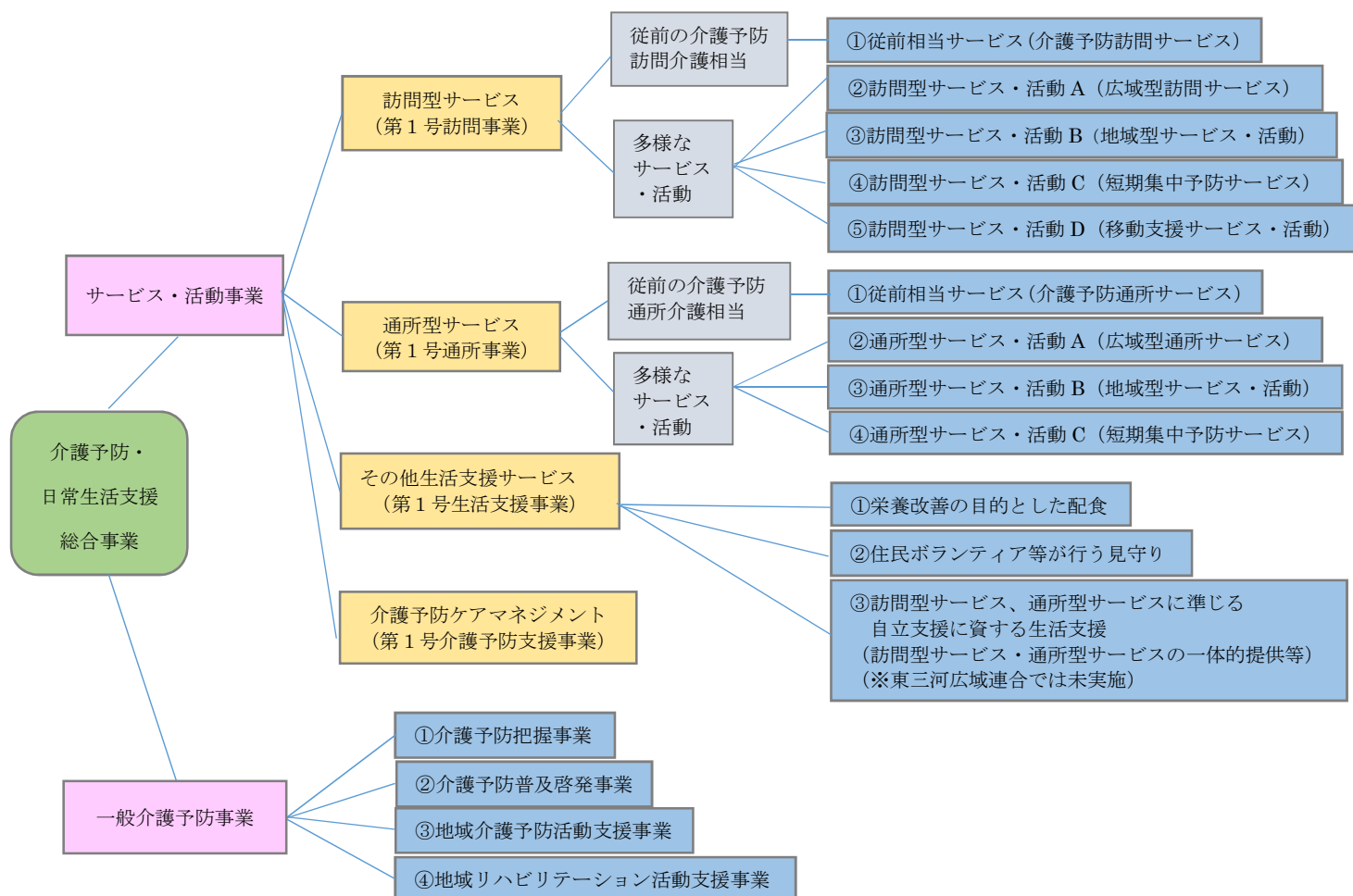


介護予防・日常生活支援総合事業の実施について

1 東三河の介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）について

総合事業は、65歳以上の高齢者の方ができるだけ介護を必要とせずに自立した生活が送れるよう、介護予防や生活支援のためのサービスを行う事業です。



○ サービス・活動事業

- ・ 訪問型サービス（第1号訪問事業）
要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
- ・ 通所型サービス（第1号通所事業）
要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
- ・ その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）
要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守り等を提供
- ・ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

○ 一般介護予防事業

- ・ 介護予防把握事業
収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、住民主体の介護予防活動へつなげる

- ・ 介護予防普及啓発事業
介護予防活動の普及啓発を行う
- ・ 地域介護予防活動支援事業
住民主体の通いの場等の介護予防活動の育成・支援を行う
- ・ 地域リハビリテーション活動支援事業
介護予防の取組を機能強化するため、通所・訪問介護事業所、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等による助言等を実施する

2 東三河地域の介護保険者統合について

(1) 統合と事業の実施方法

東三河地域では、平成30年度に、それまで8市町村それぞれであった介護保険者を東三河広域連合として統合しました。そして、これにより総合事業は広域連合が事業所指定により実施する事業と、各市町村の実情に応じて実施する事業等に分けて実施しています。

① 広域連合が事業所指定により実施する事業

総合事業のうち、広域連合が事業所指定により実施する事業は以下の通りです。各事業のサービスを提供するためには、広域連合の指定を受ける必要があります。

サービス名		指定窓口
訪問	従前相当サービス（介護予防訪問サービス）	広域連合
	訪問型サービス・活動A（広域型訪問サービス）	
通所	従前相当サービス（介護予防通所サービス）	
	通所型サービス・活動A（広域型通所サービス）	

② 各市町村の実情に応じて実施する事業等

①のほか、各市町村の実情に応じて実施する事業等として、訪問型サービス・活動B～D、通所型サービス・活動B及びC、その他生活支援サービス、一般介護予防事業があります。

なお、地域リハビリテーション活動支援事業は基準を統一して実施しています。

《各市町村の実情に応じて実施する事業等の実施状況》

	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村
訪問型サービス・活動B（地域型）	○	○	○	○				
訪問型サービス・活動C（短期集中）		○	○					
訪問型サービス・活動D（移動支援）		○						
通所型サービス・活動B（地域型）		○		○				
通所型サービス・活動C（短期集中）		○	○	○	○			
生活支援サービス	○		△					

- 生活支援サービスは以下の事業に該当します。

豊橋市：高齢者安心生活サポート事業

蒲郡市：栄養改善型配食サービス事業

市町村ごとに基準や実施方法が異なるため、詳細は各市町村へお問い合わせください。

(2) 受付窓口

総合事業の受付窓口については、基本チェックリストの実施や介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の提出は、各市町村（又は地域包括支援センター）で行っています。

また、事業者の指定・登録窓口については、8市町村統一基準事業は広域連合、各市町村実施事業は市町村で受付しています。

◆サービス種類と併用の可否一覧表

令和6年9月版

・併用の考え方

- (1) 介護給付と総合事業の訪問型・通所型サービスは対象が異なる（要介護認定者と要支援認定者）ため不可（×）
- (2) 介護予防サービスと広域型サービス(A)は対象者による区別をしており、対象が異なるため不可（×）
- (3) 介護予防サービスと地域型サービス・活動(B)及び移動支援サービス・活動(D)については事業の実施方法によるため、各市町村にご確認ください(▲)
- (4) 地域型サービス・活動(B)との併用については各市町村が実施する事業の内容によるため、各市町村にご確認ください(▲)
- (5) 要介護認定による介護給付のサービスを利用する前から地域型サービス・活動(B)及び移動支援サービス・活動(D)を利用していた者に限り要介護認定以降も利用可(■)。
- (6) (1)～(5)以外の事業については原則併用可能(O)。

※サービスの利用にあたっては、限度額を超えないことが前提となります(事業対象者・要支援1:5,032単位、要支援2:10,531単位)。

		介護給付		総合事業									
				訪問型サービス					通所型サービス				一般介護 予防事業
		訪問介護	通所介護	介護予防 (従前相当)	広域型 (A)	地域型 (B)	短期集中 (C)	移動支援 (D)	介護予防 (従前相当)	広域型 (A)	地域型 (B)	短期集中 (C)	介護予防 教室等
介護給付	訪問介護		○	×	×	■	×	■	×	×	■	×	○
	通所介護	○		×	×	■	×	■	×	×	■	×	○
総合事業	訪問型 サービス	介護予防 (従前相当)	×	×	×	▲	○	▲	○	○	○	○	○
		広域型 (A)	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○
		地域型 (B)	■	■	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○
		短期集中 (C)	×	×	○	○	▲	○	○	○	○	○	○
		移動支援 (D)	■	■	▲	○	▲	○	○	○	○	○	○
	通所型 サービス	介護予防 (従前相当)	×	×	○	○	○	○	×	×	▲	○	○
		広域型 (A)	×	×	○	○	○	○	×	×	▲	○	○
		地域型 (B)	■	■	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲	○
		短期集中 (C)	×	×	○	○	○	○	○	○	▲	○	○
	一般介護 予防事業	介護予防 教室等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

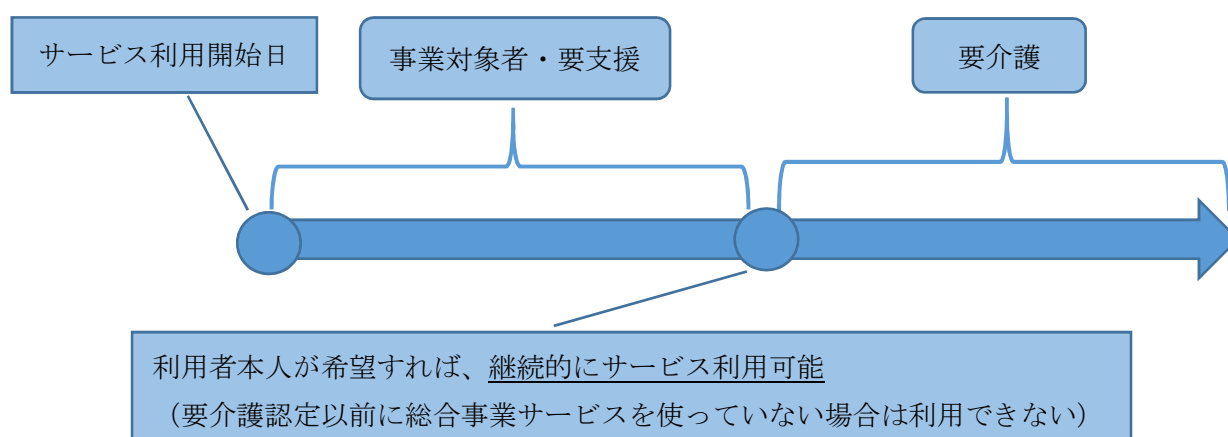
3 総合事業の継続利用要介護者の利用可能サービス・活動の弾力化

(1) 総合事業の継続利用要介護者の利用可能サービス・活動の弾力化

- ・ 要介護認定による介護給付のサービスを利用する前から利用していた者については、利用者本人の希望を踏まえ地域とのつながりを継続するため、訪問型サービス・活動B（地域型）、訪問型サービス・活動D（移動支援）、通所型サービス・活動B（地域型）、生活支援サービスはそのまま継続して利用する（事業の対象とする）ことが可能です。

（※訪問型サービス・活動A（広域は指定により実施しているため）、訪問型サービス・活動C（短期集中）、通所型サービス・活動A（広域は指定により実施しているため）及び通所型サービス・活動C（短期集中）は、弾力化の対象外です。）

なお、一般介護予防事業については、65歳以上のすべての人が対象となるため、要介護認定者についても利用できます。



(2) 総合事業対象者の弾力化に伴うケアマネジメント実施方法の変更について

対象者の弾力化に伴い、引き続きサービス・活動B等のサービス利用を希望する場合の取り扱いについては次のとおりです。

① 要介護者のうち介護給付とサービス・活動B等を併用する場合

実施主体	指定居宅介護支援事業者
ケアマネジメント種別	居宅介護支援
予め届出する様式	居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書
介護報酬の請求	居宅介護支援費

② 要介護者のうちサービス・活動B等のみを利用する場合

実施主体	地域包括支援センター
ケアマネジメント種別	介護予防ケアマネジメント
予め届出する様式	介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書
介護報酬の請求	介護予防ケアマネジメント費

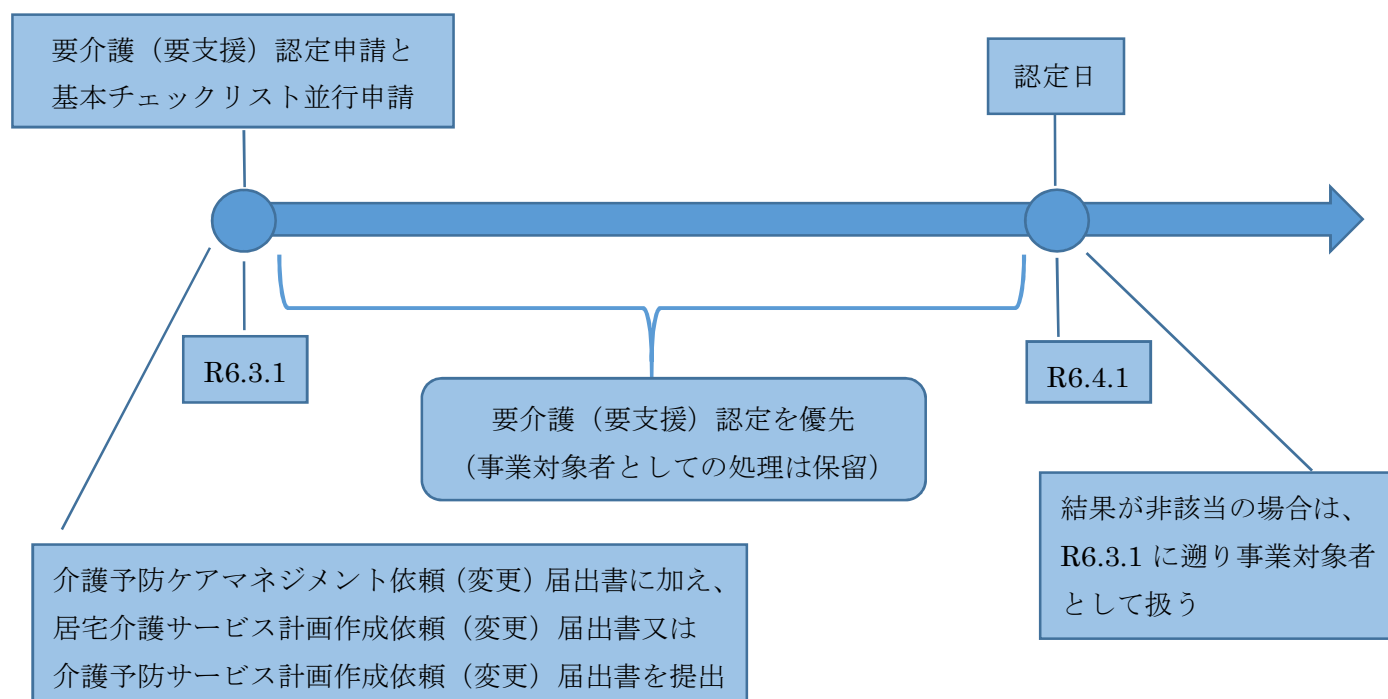
4 事業対象者と要介護（要支援）認定者の取扱いの違いについて

前提（総合事業のみを実施する場合）

- ・ 総合事業のみを利用する場合、基本チェックリストに該当すれば即時に事業対象者として判定されるため、申請から認定まで時間のかかる要介護（要支援）認定と異なりサービスの暫定利用はありません。介護予防ケアマネジメント依頼届出書を提出後、総合事業サービスの利用を開始します。

(1) 要介護（要支援）認定申請と基本チェックリストを並行して行った場合

- ・ 要介護（要支援）認定申請と基本チェックリストを並行して行った場合は、要介護（要支援）認定を優先することとし、要介護（要支援）認定が非該当であった場合のみ事業対象者として処理を行います。このため、基本チェックリストの実施及び関係書類の受理は行いますが、事業対象者としての処理は一時保留とし、認定結果判明後に処理を行います。申請中に総合事業サービスのみを利用したい場合は、暫定的な介護予防ケアマネジメントを基にサービスを利用してください。
- ・ 要介護（要支援）認定申請と基本チェックリストを並行して行っており、要介護（要支援）認定申請中にサービスの暫定利用を行う場合は、利用するサービスに関わらず、介護給付・予防給付・総合事業すべてのサービス利用開始より前に介護予防ケアマネジメント依頼届出書に加え、居宅介護サービス計画作成依頼届出書又は介護予防サービス計画作成依頼届出書を提出している必要があります。



(2) 事業対象者が要介護（要支援）認定申請を行った場合

① 要介護となった場合

- ・ 事業対象者から要介護認定者に変更となった場合は、認定申請日に遡って要介護認定資格が付与されます。
- ・ ケアマネジメントについても、認定申請日から居宅ケアプランに移行します。
- ・ 要支援認定を想定して要介護（要支援）認定申請を行い、介護予防支援の暫定プランでサービス利用していた被保険者が要介護となった場合でも、介護給付開始までは総合事業サービスを利用することが可能です。（ケアマネジメント期間を延長して認定申請日以降も介護給付利用開始までは事業対象者として取り扱うことも可能です。）

② 要支援となった場合

- ・ 事業対象者から要支援認定者に変更となった場合は、認定申請日に遡って要支援認定資格が付与されます。
- ・ ケアマネジメントについては、総合事業のサービスのみを利用する場合はケアマネジメントが適用されますが、介護予防サービスを利用する場合にはケアマネジメントから予防ケアプランへ移行します。介護予防サービス計画作成依頼書を提出後、介護予防サービスの利用を開始します。

③ 非該当となった場合

- ・ 事業対象者が要介護（要支援）認定を行い非該当となった場合は、従前の事業対象者としての有効期間が自動的に継続します。

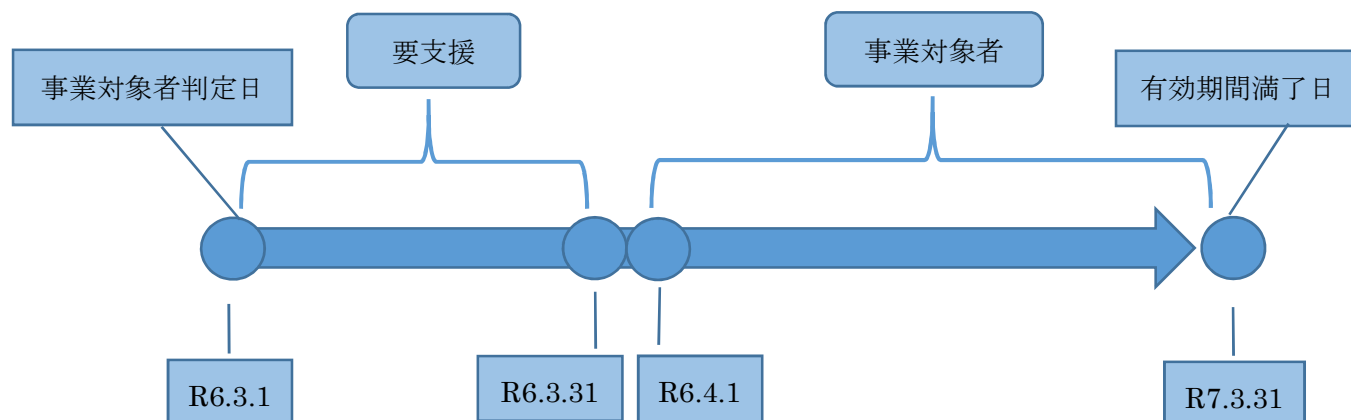
(3) 要支援者が基本チェックリストを実施した場合

- ・ 要支援者がその認定有効期間中に、要支援認定の更新申請ではなく基本チェックリストを実施し事業対象者に該当となった場合、事業対象者としての資格は、事業対象者判定日からではなく要支援認定期間終了後から開始します。

<例> 要支援認定有効期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

事業対象者有効期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

※ 事業対象者判定は、要支援認定有効期間が60日を超えて残っている場合は、実施できません。



5 介護予防ケアマネジメントについて

(1) 介護予防ケアマネジメントの対象者

- ① 要支援認定者で総合事業のサービスのみ利用する（予防給付のサービス利用がない）方
- ② 基本チェックリスト該当者

利用するサービス	該当するケアマネジメント
予防給付のサービスのみ (介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等)	予防給付の介護予防支援
予防給付のサービス＋総合事業のサービス (介護予防福祉用具貸与及び通所型サービス等)	
総合事業のサービスのみ (訪問型サービス、通所型サービス等)	総合事業の 介護予防ケアマネジメント

(2) 介護予防ケアマネジメントの類型

- ・ 介護予防ケアマネジメントは、利用者の状況等を踏まえて、
 - ① 介護予防ケアマネジメントA（原則的なもの）
 - ② 介護予防ケアマネジメントB（簡略化したもの）
 - ③ 介護予防ケアマネジメントC（初回のみのも） の3つの類型があります。
- ・ 東三河広域連合では、介護予防ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）と介護予防ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）の2つの類型で実施します。

類 型	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントC
利用 サービス	(1) 介護予防訪問サービス、介護予防通所サービス (2) サービス・活動A (広域型訪問サービス、広域型通所サービス) (3) サービス・活動C (短期集中訪問サービス、短期集中通所サービス)	(1) サービス・活動B (地域型訪問サービス・活動、地域型通所サービス・活動) (2) その他生活支援サービス (3) 一般介護予防事業
実施主体	地域包括支援センター (居宅介護支援事業所へ委託可)	地域包括支援センター (居宅介護支援事業所へ <u>委託不可</u>)
報酬単価 R6.4 から	基本報酬 4,512 円 (442 単位) 基本報酬・虐待 4,471 円 (438 単位) 基本報酬・BCP 4,471 円 (438 単位) 基本報酬・虐待・BCP 4,431 円 (434 単位) 初回加算 3,063 円 (300 単位) 委託連携加算 3,063 円 (300 単位)	基本報酬 4,512 円 (442 単位) 基本報酬・虐待 4,471 円 (438 単位) 基本報酬・BCP 4,471 円 (438 単位) 基本報酬・虐待・BCP 4,431 円 (434 単位) (ケアマネジメント開始月のみ算定。加算なし)
請求 ・ 支払	平成31年4月サービス提供分より、介護予防ケアマネジメント費は国保連へ直接請求することが出来るようになっていきます。(国保連において審査支払を実施) ※ 各地域包括支援センターにおいて、国保連が提供する独自のケアマネジメント費入力ソフトに請求データを入力して国保連へ送付します。 ※ 各市町村への請求データの提出締切日は、 <u>毎月10日の2営業日前(8日頃)</u> です。	

(3) 介護予防ケアマネジメントの流れ（地域包括支援センター）

項 目	留意事項
① 相談受付	（市町村窓口で受け付けた場合は、担当包括へ情報提供します。）
② 基本チェック リスト実施／要 支援・要介護認 定	—
③ 契約締結／介 護予防ケアマネ ジメント依頼届	- 介護予防ケアマネジメントを開始する際には、あらかじめ利用者と以下の書類を取り交わす必要があります。 ① 介護予防ケアマネジメント利用契約書 ② 重要事項説明書 - 介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書に介護保険被保険者証を添えて市町村窓口へ提出します。
④ アセスメント	- アセスメントは、原則として利用者宅を訪問して実施します。 - 利用サービスにより介護予防ケアマネジメントAまたはCを実施します。
⑤ ケアプラン原 案作成	- ケアプラン様式 【ケアマネジメントA】 …介護予防サービス・支援計画書（介護予防支援と同様式） 【ケアマネジメントC】 …介護予防サービス・支援計画書（一部省略可）
⑥ サービス担当 者会議	- サービス担当者会議は、ケアプラン作成時及び変更時、要支援認定（チェックリスト該当者）の更新時、その他必要時に実施します。 - ケアマネジメントCの場合は実施不要です。
⑦ 利用者への説 明・同意	—
⑧ ケアプランの 確定・交付	ケアプランの原案は、利用者から同意を得て確定し、利用者及びケアプランに位置づけたサービス実施者に交付します。
⑨ サービス利用 開始	—
⑩ モニタリング 及び評価	- モニタリングは、少なくとも3か月に1回は利用者宅を訪問し、面接します。（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用した場合は、6か月に1回の利用者宅を訪問することを可能とする規定あり。） - 評価は、サービス評価期間終了月及びその他必要時に実施します。 - ケアマネジメントCの場合はいずれも実施不要ですが、サービス事業者から利用者の状況の変化などの報告があった場合は、利用者への働きかけが必要です。 注： サービス評価期間は、対象となる方の状態に応じて適切に設定される必要があるため、広域連合では一律の期間は定めませんが、ケアプランの長期目標の対象期間である1年間を超えないようにしていただくとともに、状態変化を想定し、あまり長期間とならないよう配慮してください。

(4) 介護予防ケアマネジメント作成担当の考え方《東三河広域連合内特例》

- ・ 介護予防支援の提供は、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター及び介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者）が行います。介護予防ケアマネジメントは、利用者本人が居住する地域包括支援センターにおいて実施します。
- ・ 東三河広域連合内においては、利用者の方へより細やかな関わりが持てるよう、住民票を異動しているかいないかに関わらず、実際に居住している圏域の地域包括支援センターが介護予防支援の担当を行うこととなっております（介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者も担当することが可能。）。介護予防ケアマネジメントも同様に、実際に居住している圏域の地域包括支援センターが担当を行います（居宅介護支援事業者は担当することはできない）。

＜例＞

- ・ A市及びB市のどちらも東三河広域連合内
 - ① 住民票をA市自宅からB市にある施設へ異動させた場合の介護予防支援利用
⇒ B市にある施設の地区担当包括又は介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者が作成
 - ② 住民票がA市にあり実際の居住がB市にある場合の介護予防支援利用
⇒ B市（実際の居住地）の地区担当包括又は介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者が作成
 - ③ 住民票がA市にあり実際の居住がB市にある場合の介護予防ケアマネジメント利用
⇒ B市（実際の居住地）の地区担当包括が作成
- ・ 平成30年4月以前においては、住民票のある圏域の担当包括が、実際に居住している地域の居宅介護支援事業所に対してケアプラン（ケアマネジメント）作成の委託をしている場合がありますでしたが、前述のとおり考え方が変更となっておりますので、改めてご注意ください。
- ・ ただし、次の方につきましては、例外的に継続して居宅介護支援事業所に委託することを可能といたします。
 - ① 平成30年3月以前より継続して居宅介護支援事業所に委託を行っている場合
 - ② 平成30年3月以前より継続して委託を行わずに自包括圏域外に居住する方に対して、直接ケアプラン（ケアマネジメント）作成を行っている場合
- ・ なお、この担当包括の考え方は東三河広域連合内の特例となります。住民票を残したまま広域連合外の市町村へ居所を移す場合は、住民票のある圏域の包括が担当となります。
- ・ 介護予防支援の提供について、広域連合内で住所地と居住地が異なる場合で、地域包括支援センターが担当する場合は、居住地の地区担当包括が受け持つことになります。
介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者は、運営規定に定める「通常の事業の実施地域」内でサービス提供することが前提となりますが、当該地域を超えて介護予防支援の提供を行っても差し支えありません。（居住地で判断し、交通費等を別途請求する場合は、利用者への説明及び同意を得ること。）

(5) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の一部委託について

- 地域包括支援センターが実施する介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務について、包括的支援事業を円滑に実施するため、業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができます（ケアマネジメントCは委託不可です。）。

ただし、委託を行う場合においても、受託する居宅介護支援事業所と連携することを通じ、地域包括支援センターが継続して関わりを持つ必要があることにご留意ください。

- 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の委託に係る1件あたりの月額は次のとおりです。

令和6年4月以降の原案作成委託料

		虐待未減(※1)・BCP未減(※2)の算定なし	虐待未減またはBCP未減の算定あり	虐待未減およびBCP未減の算定あり
居宅介護支援事業者	基本報酬	4,061円	4,024円	3,987円
地域包括支援センター		451円	447円	444円
居宅介護支援事業者	初回加算	2,757円		
地域包括支援センター		306円		
居宅介護支援事業者	委託連携加算	2,757円		
地域包括支援センター		306円		

(※1) 高齢者虐待防止措置未実施減算を算定している場合

(※2) 業務継続計画未策定減算を算定している場合（令和7年4月1日から適用）

- 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにおいて一部委託をする際には、あらかじめ、市町村に届出書を提出する必要があります。届出については各市町村にお問い合わせください。
- 委託料の支払いは、国保連から地域包括支援センター及び委託先へ直接支払う代理受領方式で支払いも可能です。通常の契約時作成書類の作成に加えて、市町村窓口を通じ広域連合へ代理受領委任状を提出してください（代理受領方式での支払いは、委託先が愛知県内にある場合のみ可能です。）。

(6) 住所地特例対象施設居住者の総合事業利用の流れ

- ・ 住所地特例者の介護予防ケアマネジメントは、施設所在市町村の地域包括支援センターが担当し、施設所在市町村へ介護予防ケアマネジメント費を請求します。
- ・ 住所地特例対象施設居住者の総合事業利用の流れは次のとおりです。

事 項	実施者
1 施設所在市町村（地域包括支援センター）へ相談	利用者
2 要介護認定を受ける場合：保険者市町村へ要介護認定申請を行う 事業対象者となる場合：施設所在市町村（地域包括支援センター）で基本 チェックリストを実施する	利用者
3 施設所在市町村の地域包括支援センターで利用契約を締結	利用者・包括
4 保険者市町村様式のケアマネジメント届出書及び被保険者証を施設所在市 町村に提出	利用者（包括）
5 施設所在市町村は4の書類を保険者市町村へ送付	施設所在市町村
6 保険者市町村から利用者へ被保険者証を送付	保険者市町村
7 施設所在市町村の地域包括支援センターで介護予防ケアマネジメント作成	包括
8 施設所在市町村のサービス利用	利用者

- ・ 他市住所地特例者に係る介護予防ケアマネジメント費の請求については、以下のとおりです。

① 広域連合区域内市町村での異動

東三河広域連合区域内の市町村間の異動においては、平成30年度から保険者が統合したことから、住所地特例には該当しません。統合以降（平成30年4月利用分以降）の請求は、通常の介護予防ケアマネジメント費に含めて請求してください。

② 広域連合区域外市町村（愛知県内）との異動

（平成31年4月利用分以降）

通常の介護予防ケアマネジメント費と同様、国保連への直接請求ができるようになって
います。

- ・ 住民票の住所以外の市町村で居住している場合でも、居住先のサービス事業者が東三河広域連合の指定を受けていればサービスを利用することができます。

（指定を受けるには数か月時間がかかるため、指定を受けていない場合はすぐに利用できません。）

(7) 介護予防・日常生活支援総合事業に係る日割り請求について

- 以下の事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- 日割りの算定方法については、実際に利用した日数に関わらず、サービス算定対象期間に応じた日数による日割りとする。

日額の単位数×サービス算定対象日数＝単位数

※ サービス算定対象期間：月途中に開始の場合、起算日から月末までの期間

月途中に終了の場合、月初から起算日までの期間

サービス	月途中の事由		起算日（※２）
介護予防・日常生活支援総合事業 ・介護予防訪問サービス ・広域型訪問サービス ・介護予防通所サービス ・広域型通所サービス	開始	・区分変更（要支援１⇔要支援２） （介護予防通所サービス、広域型通所サービスのみ） ・区分変更（事業対象者→要支援） （介護予防通所サービス、広域型通所サービスのみ）	変更日
		・区分変更（要介護→要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※１） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除	契約日
		・利用者との契約開始	契約日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※１）	退居日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※１）	契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護の退所（※１）	退所日の翌日
		・介護予防短期入所療養介護の退所・退院（※１）	退所・退院日又は退所・退院日の翌日
		・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更（65歳になって被保険者資格を取得した場合）	資格取得日
	終了	・区分変更（要支援１⇔要支援２） （介護予防通所サービス、広域型通所サービスのみ） ・区分変更（事業対象者→要支援） （介護予防通所サービス、広域型通所サービスのみ）	変更日
		・区分変更（事業対象者→要介護） ・区分変更（要支援→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※１） ・事業の廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 （廃止・満了日） （開始日）
		・利用者との契約解除	契約解除日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※１）	入居日の前日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※１）	サービス提供日（通い、訪問または宿泊）の前日
		・介護予防短期入所生活介護の入所（※１）	入所日の前日
		・介護予防短期入所療養介護の入所・入院（※１）	入所・入院日又は入所・入院日の前日
		・公費適用の有効期間終了	終了日

介護予防ケアマネジメント費	—	・日割り計算は行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする（※１） ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、それぞれにおいて月額包括報酬の算定を可能とする。	—
日割り計算用サービスコードがない加算及び減算	—	・日割り計算は行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする（※１） ・月の途中で、生保単独から生保併用に変更がある場合は、生保併用にて月額包括報酬の算定を可能とする。	—

※１ たゞし、利用者が途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が東三河広域連合外の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

※２ 終了日の起算日は、引き続き月途中から開始事由がある場合についてはその前日になる。

- ・ 上記の表の事由に該当しておらず、月途中で介護予防訪問（通所）サービスや広域型訪問（通所）サービスの利用回数を変更した場合、基本的には期間の長い方での算定としますが、利用者と事業者の話し合いにより両者の合意の上であれば、どちらを算定しても差し支えありません。

(8) 居宅介護支援事業者が介護予防支援事業者の指定を受けた場合の取り扱い等について

- 令和6年4月1日施行の介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援事業者においても介護予防支援事業者の指定を受けて介護予防支援を実施することが可能となりました。
(介護予防ケアマネジメントは実施できません。地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを実施することは従来どおり可能です。)
- サービス提供の開始には、利用者との契約及び介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出が必要になります。
- 介護予防支援事業者として契約を締結、または締結しようとしている要支援者の要介護認定等資料提供については、要介護者の手続きと同様に、市町村の介護保険担当窓口にて行うことができます。（複写代の費用負担を要します。）
- 指定居宅介護支援事業者による介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに変更となった場合は、地域包括支援センターが担当となり、その都度契約の変更や介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書又は介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出が必要となります。地域包括支援センターから委託を受けて引き続き担当することは可能です。（介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に変更となった場合も、介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出が必要となります。）

※（例）

利用月	利用するサービス	プラン	担当	提出が必要な書類
7月	・介護予防訪問サービス （総合事業） ・介護予防福祉用具貸与	介護予防支援	居宅介護支援事業所	介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書
8月	・介護予防訪問サービス （総合事業）	介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センター （居宅介護支援事業所へ委託可）	介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書 （要支援者は従来介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書を提出していたことから同届出書での提出でも可）
9月	・介護予防訪問サービス （総合事業） ・介護予防福祉用具貸与	介護予防支援	居宅介護支援事業所	介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書

- 利用者の負担を軽減するため、介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに変更の可能性がある利用者の契約においては、あらかじめ、利用者、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターの三者において契約を行うことができます。

（指定居宅介護支援事業者は介護予防支援での受け入れを行った際は、担当包括へ事前にサービス利用状況等を報告することが望ましいです。詳しくは、市町村包括に確認してください。）

①月途中より新規で総合事業サービスを利用する場合

- ※ 4月に契約はしたものの、利用者の都合等により実際には5月からサービスを利用開始し、4月の利用実績がない場合は、4月分の報酬は算定せず、5月から月額包括報酬(日割りなし)を算定する。

例：契約解除日が4/15の場合、4/15が終了日となる。
介護予防訪問（通所）サービス：日割単位数×15日

B事業所(介護予防通所サービス):日割単位数×16日(開始日からの日数)

訪問型サービス（東三河広域連合）の実施基準について（R6.4～）

東三河8市町村で統一する訪問型サービスの類型※1

訪問型サービス		介護予防訪問サービス （従前相当）			広域型訪問サービス （基準緩和型）		
サービス対象者		要支援1、2、事業対象者			要支援1、2、事業対象者		
		身体介護が必要			生活援助のみが必要		
提供サービス		身体介護、生活援助			生活援助		
予防ケアプラン		介護予防ケアプラン（様式は従来と同様）					
訪問型サービス計画		従来の介護予防訪問介護計画書と同等のものを作成					
基本報酬（単位）		週1回	週2回	週2回を超える場合	週1回	週2回	週2回を超える場合
		1,176 /月	2,349 /月	3,727 /月	941 /月	1,879 /月	
基本報酬の減算率		なし			国基準額の8割		
初回加算		200 単位/月			160 単位/月		
生活機能向上連携Ⅰ		100 単位/月			－		
生活機能向上連携Ⅱ		200 単位/月			－		
高齢者虐待防止未実施減算		訪問介護と同じ					
特別地域介護予防訪問		15/100 単位/月					
中山間地域等における小規模事業所		10/100 単位/月					
中山間地域居住者へのサービス提供		5/100 単位/月					
口腔連携強化加算		50 単位/月			－		
介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ （R6.5サービス提供分まで）		訪問介護と同じ					
介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅴ（14） （R6.6サービス提供分から）		訪問介護と同じ			訪問介護と同じ （Ⅰ～Ⅳ、Ⅴ（8）、Ⅴ（11）、Ⅴ（13）、Ⅴ（14）のみ）		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ （R6.5サービス提供分まで）		訪問介護と同じ			－		
介護職員等ベースアップ等支援加算 （R6.5サービス提供分まで）		訪問介護と同じ					
同一建物減算1		基本報酬 × 0.9					
同一建物減算2		基本報酬 × 0.85					
同一建物減算3		基本報酬 × 0.88					
利用者負担		所得に応じて1割、2割又は3割負担					
給付制限の有無		給付制限無し					
限度額管理		あり（事業対象者・要支援1 ⇒ 5,032単位 要支援2 ⇒ 10,531単位）					
請求方法		国保連経由					
事業の認可		広域連合による事業所指定					
想定事業者		訪問介護事業所					
人員基準等		管理者	サービス提供責任者	訪問介護員	管理者	サービス提供責任者	訪問介護員
と訪問 一体的 介護に 事業 運営所	（配置数等）	訪問介護事業所としての人員配置基準を満たしている場合、新たな配置は不要			訪問介護事業所としての人員配置基準を満たしている場合、新たな配置は不要 訪問介護サービス又は介護予防訪問サービスと一体的に運営する場合、サービス提供責任者の配置数に広域型訪問サービスの利用者数は含めないことが出来る		
	（資格等）						
単 独 で 運 営	（配置数等）	常勤1名 （兼務可）※2	常勤の訪問介護員等のうち利用者数40又は端数が増す毎に1人以上	常勤換算2.5以上	常勤1名 （兼務可）※2	1以上必要数 （兼務可）※2	1以上必要数 （兼務可）※2
	（資格等）	不要	介護福祉士等	介護福祉士又は介護職員初任者研修修了者等	不要	介護福祉士等	介護福祉士又は介護職員初任者研修修了者等

※1 地域型訪問サービス・活動、短期集中訪問サービス、移動支援訪問サービス・活動の基準等は、原則、各市町村で定めます。

※2 業務に支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。また、サービス提供責任者については別紙要領に定める事業所に限る。

通所型サービス（東三河広域連合）の実施基準について（R6.4～）

東三河8市町村で統一する通所型サービスの類型※1

通所型サービス		介護予防通所サービス (従前相当)		広域型通所サービス (基準緩和型)			
サービス対象者		要支援1、2、事業対象者		要支援1、2、事業対象者			
		機能回復のための運動が必要 入浴・食事・排泄などの身体介護が必要 認知症の症状があり専門知識に基づく関わりが必要 等		健康維持のための運動・外出・交流を主な目的 入浴・送迎・活動に見守り程度の支援のみ必要 等			
サービスの利用目的		要介護状態にならないよう、心身機能の維持回復に資する支援及びケアを行う		同じこもり予防、低栄養状態の改善、認知症予防、健康維持等、自立した日常生活を営めるよう、心身の活力向上を支援する			
提供サービス等		従来の介護予防通所介護と同じ		身体機能向上・維持のための機能訓練 健康維持や認知症予防を目的とした体操・各種レクリエーション			
サービス提供時間		利用者の状態やサービス内容に応じ、通所型サービス計画において設定					
食事・入浴・送迎		食事・入浴・送迎の提供・実施は任意					
予防ケアプラン		介護予防ケアプラン（様式は従来と同様）					
通所型サービス計画		従来の介護予防通所介護計画書と同等のものを作成					
基本報酬（単位）		事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2		
		1,798 /月	3,621 /月	1,438 /月	2,897 /月		
基本報酬の減算		－		国基準額の約8割			
生活機能向上グループ活動		100 単位/月		80 単位/月			
若年性認知症利用者受入加算		240 単位/月		－			
栄養アセスメント		50 単位/月		－			
栄養改善		200 単位/月		160 単位/月			
口腔機能向上Ⅰ		150 単位/月		－			
口腔機能向上Ⅱ		160 単位/月		－			
口腔機能向上		－		120 単位/月			
一体的サービス提供		480 単位/月		－			
初期認知症支援加算		－		180 単位/月 ※2			
サービス提供体制強化Ⅰ		88 単位/月	176 単位/月	－			
サービス提供体制強化Ⅱ		72 単位/月	144 単位/月	－			
サービス提供体制強化Ⅲ		24 単位/月	48 単位/月	－			
生活機能向上連携加算Ⅰ		100 単位/月		－			
生活機能向上連携加算Ⅱ		200 単位/月		－			
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ		20 単位/月		－			
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		5 単位/月		－			
科学的介護推進体制加算		40 単位/月		－			
高齢者虐待防止未実施減算		(地域密着型) 通所介護と同じ					
業務継続計画未策定減算		(地域密着型) 通所介護と同じ					
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		(地域密着型) 通所介護と同じ					
介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ (R6.5サービス提供分まで)		(地域密着型) 通所介護と同じ					
介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅴ(14) (R6.6サービス提供分から)		(地域密着型) 通所介護と同じ		(地域密着型) 通所介護と同じ (Ⅰ～Ⅳ、Ⅴ(8)、Ⅴ(11)、Ⅴ(13)、Ⅴ(14)のみ)			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ (R6.5サービス提供分まで)		(地域密着型) 通所介護と同じ		－			
介護職員等ベースアップ等支援加算 (R6.5サービス提供分まで)		(地域密着型) 通所介護と同じ					
利用定員の超過 看護・介護職員が基準未満		基本報酬 × 0.7					
同一建物減算		-376 単位/月	-752 単位/月	-300 単位/月	-600 単位/月		
送迎減算 (同一建物減算算定時は減算不要)		-47 単位/片道(-376 単位まで)	-47 単位/片道(-752 単位まで)	-300 単位/月	-600 単位/月		
利用者負担		所得に応じて1割、2割又は3割負担					
給付制限の有無		給付制限無し					
限度額管理		あり（事業対象者・要支援1 ⇒ 5,032単位 要支援2 ⇒ 10,531単位）					
請求方法		国保連経由					
事業の認可		広域連合による事業所指定					
想定事業者		(地域密着型) 通所介護事業所		(地域密着型) 通所介護事業所、フィットネスクラブ等			
事業所と一体的に運営	人員基準等	管理者	生活相談員	看護職員	管理者	生活相談員	看護職員
	(配置数等)	(地域密着型)通所介護事業所としての人員配置基準を満たしている場合、新たな配置は不要			(地域密着型)通所介護事業所としての人員配置基準を満たしている場合、新たな配置は不要		
	人員基準等	機能訓練指導員		介護職員	機能訓練指導員		介護職員
	(配置数等)	(地域密着型)通所介護事業所としての人員配置基準を満たしている場合、新たな配置は不要			(地域密着型)通所介護事業所としての人員配置基準を満たしている場合、新たな配置は不要		広域型通所サービスの利用者数が15人以下なら専従1以上、15人を超える場合は超えた数に0.1を乗じた数+1
	利用定員	利用定員は、(地域密着型)通所介護事業所と介護予防サービス事業所の利用者を合算した数で設定			利用定員は、広域型通所サービス事業所の利用者のみで設定		
単独で運営	人員基準等	管理者	生活相談員	看護職員	管理者	生活相談員	看護職員
	(配置数等)	常勤1名 (兼務可)※4	1以上必要数	1以上必要数	常勤1名 (兼務可)※4	必要数	必要数
	(資格等)	不要	介護福祉士等	看護師等	不要	介護福祉士等	看護師等
	人員基準等	機能訓練指導員		介護職員 ※3	機能訓練指導員		介護職員 ※3
	(配置数等)	1 以上必要数	介護予防通所サービスの利用者数が15人以下なら専従1以上、15人を超える場合は超えた数に0.2を乗じた数+1		必要数		広域型通所サービスの利用者数が15人以下なら専従1以上、15人を超える場合は超えた数に0.1を乗じた数+1
	(資格等)	理学療法士等	不要		理学療法士等	不要	

※1 地域型通所サービス・活動、短期集中通所サービスの基準等は、原則、各市町村で定めます。

※2 認知症予防に資する訓練・体操等を実施した場合に算定（要件等は別途提示）

※3 当該サービスを提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間数で除して得た数

※4 業務に支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能

地域支援事業等について

1 広域連合が実施する地域支援事業について

東三河広域連合で実施する地域支援事業は、広域連合で基準を統一して実施する事業と、各市町村の実情に応じて実施する事業があり、以下の事業を実施しています。

地域支援事業内訳

分 類		事業名
東三河広域連合 (8市町村)で 基準を統一して 実施する事業	総合事業	1 介護予防訪問サービス事業
		2 広域型訪問サービス事業（訪問型サービス・活動A）
		3 介護予防通所サービス事業
		4 広域型通所サービス事業（通所型サービス・活動A）
		5 地域リハビリテーション活動支援事業
		6 運動器機能向上事業
	包括的支援事業・ 任意事業	7 介護給付等費用適正化事業
		8 認知症高齢者等居場所検索支援事業
		9 家族介護用品給付事業 ※事業区分は保健福祉事業
		10 成年後見制度利用支援事業
		11 住宅改修支援事業
		12 グループホーム入居者負担軽減事業
		13 家族介護者リフレッシュ事業 ※事業区分は保健福祉事業
市町村ごとの 実情に応じて 実施する事業	総合事業	14 地域型訪問サービス・活動事業（訪問型サービス・活動B）
		15 短期集中訪問サービス事業（訪問型サービス・活動C）
		16 移動支援訪問サービス・活動事業（訪問型サービス・活動D）
		17 地域型通所サービス・活動事業（通所型サービス・活動B）
		18 短期集中通所サービス事業（通所型サービス・活動C）
		19 栄養改善型配食サービス事業
		20 高齢者安心生活サポート事業
		21 介護予防把握事業
		22 介護予防普及啓発事業
		23 地域介護予防活動支援事業
		24 介護ボランティアポイント事業
	包括的支援事業・ 任意事業	25 地域包括支援センター運営事業
		26 認知症総合支援事業
		27 生活支援体制整備事業
		28 生活・介護支援サポーター養成事業
		29 就労的活動支援事業
		30 在宅医療・介護連携推進事業
		31 地域ケア会議推進事業
		32 介護サービス事業者等適正化支援事業
		33 家族介護教室等開催事業
		34 認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業
		35 認知症サポーター養成事業
		36 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業
		37 配食サービス事業

2 主な事業概要

地域リハビリテーション活動支援事業

ア 事業概要

被保険者の介護予防及び要介護状態の改善のため、通いの場運営団体や介護事業所等に対してリハビリテーション専門職を講師として派遣し、リハビリテーションに係る講座及び技術的指導・助言等の支援を行います。

イ 対象者

(1) 通いの場運営団体

地域の高齢者等が集まる通いの場運営団体であって、概ね月1回程度の自主活動を行い、1回当たりの参加人数が概ね5人以上である団体（政治、宗教活動を行う団体又は営利を目的とした団体でないこと。）

(2) 指定介護サービス事業所等

指定介護サービス事業所又は指定介護予防サービス事業所若しくは地域包括支援センターであって、次に掲げる要件をすべて満たす事業所

- ① 広域連合構成市町村内に所在していること。
- ② 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が配置されていないこと。
- ③ 利用者の生活機能の維持・向上、自立支援に資する取組をしていること。

ウ 利用者負担

なし（無料）

エ 派遣内容

(1) 出前講座（対象：通いの場運営団体）

1団体につき年3回を上限とし、1回の支援につき2時間以内の派遣を行います。

○ 通いの場運営団体への支援

希望のあった地域の公民館等に出張し、テーマに沿って講習を行います。

(2) 事業所支援（対象：指定介護サービス事業所等）

1事業所につき年4回を上限とし、1回の支援につき2時間以内の派遣を行います。

○ 介護サービス事業所支援

希望のあった事業所に対し、事業所における集団・個別のリハビリ方法等の講習を行います。

オ 申請先

各市町村介護保険担当課窓口

運動器機能向上事業

ア 事業概要

介護予防の基本的な知識の普及啓発と地域での主体的な健康づくり活動を支援するため、体操DVDの配布又は貸出を行います。

体 操 DVD名	ええじゃないか豊橋ほの国体操
	蒲郡市オリジナル体操 道楽 ～動くことを楽しみましょう～
	いいじゃん新城 キラキラ☆多体操

イ 対象者

(1) 団体（一団体につき1枚を配布）

広域連合構成市町村内にあり、65歳以上の方が5人以上在籍し介護予防に資する活動を実施する団体

(2) 個人（一個人につき1枚を貸出）

広域連合構成市町村内に在住する第1号被保険者及びその支援のために関わる方

ウ 貸出期間

2週間

エ 利用者負担

なし（無料）

オ 申請先

各市町村介護保険担当課窓口

介護給付等費用適正化事業

ア 事業概要

給付の透明性を高め健全な制度の運営を図るため、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施します。

イ 具体的実施内容

① 認定調査状況チェック

認定調査の内容を点検します。

② ケアプランの点検

事業者に資料提供を求める等により点検を実施し、利用者の自立支援に資する適切なケアプランとなっているか確認し、介護支援専門員の「気づき」を促します。

③ 住宅改修等の点検

住宅改修前に実態確認、工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等により施工状況の点検を行います。また、福祉用具利用者に対する訪問調査や必要に応じて事業者に資料提供を求める等の点検を行います。

④ 「医療情報との突合」・「縦覧点検」

医療保険（後期高齢者医療・国民健康保険）の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供サービスの整合性を点検するとともに、受給者ごとに複数月にまたがる支払い状況（請求明細書の内容）を確認し、提供サービスの整合性を点検します。

認知症高齢者等居場所検索支援事業

ア 事業概要

認知症により行方不明になるおそれがある高齢者等を介護している家族又は親族（以下「家族等」）の介護負担の軽減を図るため、家族等に対し、高齢者等の見守りや行方不明時の居場所を早期に確認するGPSを用いた位置情報検索等サービスを利用する場合における初期費用の一部を助成します。

イ 対象者

次に掲げる要件をすべて満たし、広域連合構成市町村内に住所を有する高齢者等を介護している家族等

- ① 40歳以上で認知症により行方不明になるおそれがあること。
- ② 在宅（見守りや支援等を受けられる居住系施設等を除く。）で介護を受けていること。

ウ 対象機器

GPS衛星からの電波を受信することで位置を測定することを主たる目的とした機器（ただし、携帯電話や携帯情報端末などを除く。）

エ 助成額

助成額は、位置検索サービスの利用開始に伴う次に掲げる初期費用とし、認知症高齢者等1人につき10,000円を上限とします。

- ① 加入料金
- ② 本体機器購入に係る費用
- ③ 充電用付属品等使用に必要となる付属品購入費用

オ 申請先

各市町村介護保険担当課窓口

家族介護用品給付事業

※保健福祉事業

ア 事業概要

在宅で重度の要介護者を介護する家族で、市町村民税非課税世帯等の特に低所得の世帯に対し、介護用消耗品類と引き換えができる家族介護用品給付券（以下「給付券」）を給付します。

イ 対象者

次に掲げる要件をすべて満たす、要介護認定を受けた被保険者を介護している主たる介護者1名（以下「家族介護者」）（1人の被保険者に対し家族介護者1名に給付）

- ① 要介護者及び家族介護者が広域連合構成市町村内に住所を有すること。
- ② 要介護者の要介護認定が要介護4又は要介護5であること。
- ③ 要介護者の介護を在宅において行っており、要介護者が介護保険施設又は見守りや支援等を受けられる居住系施設に入所していないこと。

※ 施設には、療養病床（介護療養型医療施設）を含みます。

- ④ 要介護者の属する世帯及び家族介護者の属する世帯がともに市町村民税非課税であること。

ウ 給付額

月額 8,300 円

※ 給付券の券種は、1,000 円券、500 円券、100 円券の 3 種類です。

※ 給付券を発行する期間は、申請をした日の属する月の翌月からその年度の 3 月 31 日までで、4 月分～9 月分と 10 月分～3 月分の年 2 回に分けて交付します。

エ 対象介護用消耗品類

紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭用品（ドライシャンプー等）、口腔（くう）ケア用品、ポータブルトイレ用品（消臭剤等）、尿吸収防水用品、食事エプロンなど要綱別表記載の消耗品類

オ 使用方法

東三河広域連合が交付する給付券を、東三河広域連合に登録をした介護用品取扱登録事業所で介護用消耗品類と引き換えていただきます。

※ 対象となる介護用品取扱登録事業所については、広域連合ホームページにて掲載しているほか、給付券の給付時に一覧表を添付します。

※ 給付券の引き換え期限は、給付券の給付を受けた給付期間の末日までです。

※ おつりは出ませんのでご注意ください。

※ 給付券は、介護用消耗品類以外の物品と引き換えることはできません。また、給付券を他人に譲渡したり、換金若しくは担保として提供したりすることはできません。

カ 申請先

各市町村介護保険担当課窓口

住宅改修支援事業

ア 事業概要

要介護（要支援）認定を受けた高齢者で居宅介護（予防）支援を受けていない方が住宅改修を行った際に、住宅改修理由書の作成を行った方が属する事業者に対し助成を行います。

イ 対象者

広域連合構成市町村に住所を有する要介護（要支援）認定者に対して住宅改修理由書を作成し、次に掲げる要件をすべて満たす方が属する事業者

- ① 理由書の作成業務を行った月において、要介護者等が居宅介護支援又は介護予防支援の提供を受けていないこと。
- ② 理由書の作成業務を行った方が介護支援専門員等（介護支援専門員又は作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上その他これに準ずる資格等を有する方）や地域包括支援センターの担当職員であること。
- ③ 理由書の作成経費として、いかなる対価も受領していないこと。
- ④ 理由書の作成業務に係る住宅改修が完了し、住宅改修給付費の支給が行われることが決定していること。

ウ 助成金額

1 件につき 2,000 円

エ 申請先

各市町村介護保険担当課窓口

グループホーム入居者負担軽減事業

ア 事業概要

低所得の介護保険要介護（要支援）被保険者のグループホーム（指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所）（以下「事業所」）への入居を支援するため、家賃、食材料費及び光熱水費の利用者負担額の軽減を行う事業所に対して助成を行います。

イ 利用者負担額の軽減対象者

グループホームを利用する方のうち、次に掲げる要件をすべて満たす方とします。

- ① 広域連合構成市町村に住所を有し、広域連合構成市町村に所在する事業所を利用している方（短期利用認知症対応型共同生活介護の利用している方を除く。）
- ② 市町村民税非課税世帯の方かつ配偶者（内縁関係の者を含む。）が市町村民税非課税である方
- ③ 預貯金等の額が 1,000 万円以下（配偶者がいる場合は、両者の預貯金等の合計が 2,000 万円以下）である方
- ④ 生活保護を受給していない方

※ 利用対象者の軽減有効期間は 8 月 1 日（又は申請があった日が属する月の初日）～翌年 7 月 31 日 です。8 月以降分の申請については毎年 6 月から受付を開始します。

ウ 助成対象事業所

イに該当する軽減対象者に対し 1 人につき 1 日 500 円以上の利用者負担軽減を行う事業所

エ 負担軽減額

軽減対象者のグループホーム利用実績に応じ、一人につき日額 500 円

オ 助成金額

軽減対象者のグループホーム利用に対する軽減実績に応じ、一人につき日額 500 円

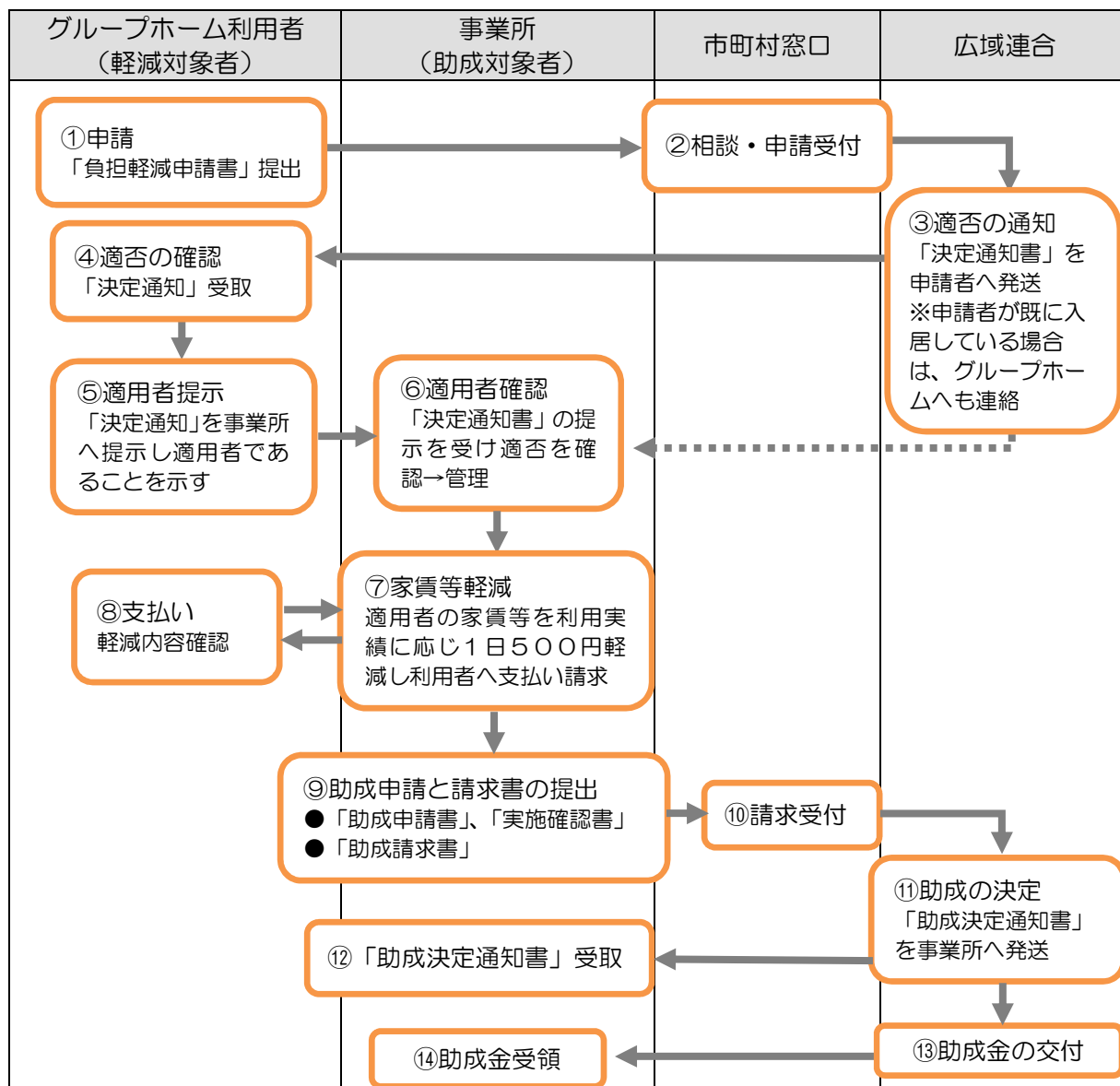
カ 事業所の登録

本事業にご協力いただける事業所は、事前に対象事業所としての登録及び助成金の債権者登録（振込先口座の登録）を行っていただく必要があります。

キ 申請先

各市町村介護保険担当課窓口

ク 申請から助成までの流れ



家族介護者リフレッシュ事業

※保健福祉事業

ア 事業概要

在宅の要介護者を同居して介護する方（以下「家族介護者」）に対し、温泉利用施設等で使用できる家族介護者リフレッシュ助成券（以下「助成券」）を交付します。

イ 助成対象者

前年度1年間において、次に掲げる要件をすべて満たす要介護者を、住民登録上の同一世帯にあって同居して介護する主たる家族介護者1名

（1人の要介護者に対し家族介護者1名に交付）

- ① 広域連合構成市町村内に住所を有すること。
- ② 要介護認定が要介護1から要介護5であること。
- ③ 別表に記載する施設サービス等の利用月が3か月以下であること。

ウ 助成券交付額

要介護者1名につき6,000円/年度（400円券15枚）

エ 交付方法

住民登録及び給付記録にもとづいて助成対象者がいる世帯へ送付する「家族介護者リフレッシュ助成券引換案内兼引換書（以下「引換書」）」を、助成券の交付を受けようとする助成対象者本人が身分を証明する書類を提示のうえ、東三河管内の郵便局（簡易郵便局を除く）窓口にて助成券と引換えます。

- ※ 申請は必要ありません。
- ※ 引換え時に助成券冊子の表紙へ記名をお願いします。
- ※ 年度末日まで引換えできます。

オ 助成券取扱施設

東三河に所在する温泉等入浴許可施設やアミューズメント施設のうち、本事業実施要綱にもとづき助成券取扱施設として登録した施設

- ※ 助成券取扱施設一覧は、広域連合ホームページのほか、助成対象者がいる世帯へ引換書と共に送付する事業案内の裏面に掲載しています。

カ 助成券の使用方法

助成券取扱施設で、助成券の交付を受けた家族介護者が、助成券冊子を提出して利用料金を精算してください。同伴の方の利用料金にも使用できます。

- ※ 各助成券取扱施設の都合により、入浴料金のほかに使用できるサービスは異なります。
- ※ 回数券、商品券、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入はできません。
- ※ おつりは出ませんのでご注意ください。
- ※ 助成券の使用期限は、助成券の交付を受けた年度の末日までです。
- ※ 助成券を他人に譲渡したり、換金若しくは担保として提供したりすることはできません。

別表

サービス区分	施設区分
施設サービス	介護老人福祉施設
	介護老人保健施設
	介護療養型医療施設
	介護医療院
居宅サービス	特定施設入居者生活介護
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

配食サービス事業

ア 事業概要

栄養改善等が必要な高齢者に対し、食事を配達するとともに安否確認を実施します。

イ 対象者

東三河広域連合構成市町村内に住所を有する、栄養状態の改善等が必要な 65 歳以上の在宅高齢者であって、次のいずれかの世帯に属する方

- ① ひとり暮らし世帯
- ② 高齢者のみで構成される世帯
- ③ 心身の状況により調理が困難な者のみで構成される世帯
- ④ 日常的に食事の時間帯に前 3 号に掲げる状態となる世帯

ウ 利用者負担

1 回の配食につき配食サービスの実費から配送及び安否確認に係る費用を差し引いた額

※ 弁当代は利用者負担です。

※ 市町村及び配送される食事の内容により金額が異なるため、利用者負担額は各市町村へお問い合わせください。

エ 配食回数

1 週につき 5 食を上限とし、1 日につき 1 食（昼食又は夕食）

※ 市町村によって実施回数が異なるため、実施回数は各市町村へお問い合わせください。

オ 申請先

各市町村介護保険担当課窓口

地域支援事業については、東三河広域連合ホームページにて様式や資料を掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

介護人材確保支援事業について

東三河広域連合では、介護人材の確保・定着のため、下記記載の事業のほか、様々な取り組みを行っています。

介護職員初任者研修受講支援補助金等交付事業

ア 事業概要

介護事業所で就労するために資格を取得したい方や、家族を介護するため、または将来に備えて介護の知識を身につけたい方、ボランティア活動などを通して地域で活動したい方などを支援するために、介護職員初任者研修を受講した方に対して受講費の一部を助成します。また、この制度を活用し、東三河地域の介護事業所で1年以上継続して勤務した方には就労加算として追加助成し、新たな介護人材の確保や定着を目指します。

イ 対象者

① 介護職員初任者研修受講支援補助金

介護職員初任者研修課程を修了した方で、次に掲げるすべての要件を満たす方（ただし、研修修了の日から1年以内）

- (1) 東三河広域連合構成市町村に住所を有している方
- (2) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない方
- (3) 市町村税等の滞納がない方

② 介護従事者就労支援補助金

①の補助を受けた方であって、介護職員初任者研修の修了の日から1年以内に、構成市町村に所在する指定介護サービス事業所に新たに就労し、同一事業所で引き続き1年以上就労している方で、市町村税等の滞納がない方（ただし、就労し1年を経過した日から1年以内）

ウ 補助金交付額

① 介護職員初任者研修受講支援補助金

対象経費のうち、上限 30,000 円

※ 交付対象経費：介護職員初任者研修の受講に係る経費のうち、受講料、実習費、テキスト代（国、県、市町村、就労先又はその他機関等から当該研修の受講に要した費用に対し補助を受けた（受給予定を含む）場合は対象経費の合計額から補助等の額を除いた額）

② 介護従事者就労支援補助金

①の補助を受けた方であって、構成市町村に所在する指定介護サービス事業所に新たに就労し引き続き1年以上就労している方に対する加算金 20,000 円

エ 申請方法

① 介護職員初任者研修受講支援補助金

「東三河広域連合介護職員初任者研修受講支援補助金交付申請書」に記入し、下記(1)～(3)に掲げる書類の原本を持って各市町村介護保険担当課窓口へお申し込みください。

- (1) 研修費用の領収書等
- (2) 研修課程が修了した旨の証明書
- (3) 市町村税等の滞納がないことが確認できる証明書（原本）

(4) 他機関等からの補助等を受ける場合は金額が確認できる書類

※ (1)(2)は窓口でコピーをお取りいたしますので、添付する書類は原本をお持ちください。

② 介護従事者就労支援補助金

「東三河広域連合介護従事者就労支援補助金交付申請書」に記入し、下記(1)～(4)に掲げる書類の原本を持って各市町村介護保険担当課窓口へお申し込みください。

(1) 就労証明書（原本）

(2) 市町村税等の滞納がないことが確認できる証明書（原本）

高齢者疑似体験セット貸出事業

ア 事業概要

高齢者の身体的機能変化や心理的变化を体験してもらうことで高齢者への理解を深めるため、子供用（小学生向け）と大人用（中学生～成人向け）、の高齢者疑似体験セットの貸し出しを行います。

イ 対象者

広域連合内に在住、在勤の方又は広域連合内に所在する法人その他の団体であって、次に掲げる要件をすべて満たす方

(1) その使用の目的が営利活動、宗教活動及び政治活動でないこと。

(2) 東三河広域連合が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する要綱に該当しないこと。

ウ 貸出期間

貸出日から7日以内

エ 利用者負担

なし（無料）

※ 郵送での貸出に伴う運送費用については申請者の負担となります。

※ 体験セットを紛失し、又は棄損したときは、高齢者疑似体験セット亡失・損傷報告書をご提出いただくとともに、原状回復又はその相当額の弁償が発生する場合があります。

オ セット数

子ども用（小学生向け） 最大4セット

大人用（中学生～成人向け） 最大9セット

※ 大人用は半身装備版（最大5セット）と全身装備版（最大4セット）の2種類があります。（子ども用は半身装備版のみです。）

カ 申請方法

希望貸出開始日から起算して2週間前までに「高齢者疑似体験セット貸出申請書」に記入し、広域連合窓口もしくは各市町村介護保険担当課窓口へお申込みください。

事業所管理者向け人材育成支援研修

ア 事業概要

介護事業所の管理者又は施設長など職場の活性化に取り組む管理職員を対象に、リーダーとしての意識及び役割の理解を深め、部下及び周囲の職員との関わり方と仕事の進め方を学習することで、働きがいのある職場づくりを実践するための実務能力の向上を図り、介護人材定着の支援を目的とする研修です。

イ 対象者

下記の全てに該当する方

- ① 東三河広域連合区域内に所在する介護サービス事業所の管理者又は施設長など、職場の管理に務めるリーダー職員
- ② 研修の全日程に出席可能な方

ウ 日程

令和6年11月27日（水）、12月18日（水）

エ 会場

豊川市勤労福祉会館 （豊川市新道町1丁目1-3）

オ 定員

25名

カ 費用

無料

介護支援専門員等資格取得補助金交付事業

ア 事業概要

介護支援専門員の有資格者増加による介護サービスの安定提供を確保するため、介護支援専門員実務研修、再研修又は主任介護支援専門員研修を受講し資格を取得した方に対して、研修費用の一部を補助します。

イ 対象者

介護支援専門員実務研修、再研修又は主任介護支援専門員研修を修了した方で、次に掲げるすべての要件を満たす方（ただし研修修了の日から1年以内）

- ① 申請日時時点で、東三河広域連合構成市町村に所在する指定介護サービス事業所へ、介護支援専門員、主任介護支援専門員又は当該指定介護サービス事業所の人員基準に含まれる職種として就労している方
- ② 過去にこの補助金の交付を受けていない方
- ③ 市町村税等の滞納がない方

ウ 補助金交付額

補助基準額

介護支援専門員実務研修 30,000 円

再研修 22,000 円

主任介護支援専門員研修 30,000 円

※ただし国、県、市町村、就労先又はその他機関等から補助を受けた場合（受給予定を含む）は研修費用（研修受講料、テキスト代及び実習費）から当該補助等の額を除いた額又は上記金額のいずれか低い額

エ 申請方法

「東三河広域連合介護支援専門員等資格取得補助金交付申請書」に記入し、下記①～③に掲げる書類の原本を持って広域連合窓口もしくは各市町村介護保険担当課窓口へお申し込みください。

- ① 介護支援専門員実務研修、再研修又は主任介護支援専門員研修の修了証書
- ② 就労証明書（原本）
- ③ 市町村税等の滞納がないことが確認できる証明書（原本）
- ④ 研修の受講料等の領収書等（写し）
- ⑤ 他機関等からの補助を受ける場合は補助金額の確認できる書類

※ ①は窓口でコピーをお取りいたしますので、添付する書類は原本をお持ちください。

介護人材活用促進事業

ア 事業概要

事業受託者が、介護の資格を持たない方（無資格者）を最長 2.5 か月間雇用し、介護保険施設等へ派遣しながら介護職員初任者研修を実施します。無資格者においては、介護保険施設等で実習生（派遣社員）として働きながら介護職員初任者研修を受講することで、介護業務に必要な知識・技術を習得していただき、派遣期間終了後の介護保険施設等との双方合意による直接雇用を目指します。

イ 事業参加者の募集

無資格者及び受入介護保険施設等を募集します。

- ① 無資格者
介護職への就職を希望する、介護の資格を持たない方（募集人員 25 名）
- ② 受入介護保険施設等

東三河広域連合区域内に所在する介護保険法に基づく指定を受けた事業所であり、事業受託者が職場実習として派遣する無資格者を、派遣期間終了後の直接雇用を考慮したうえで受け入れることができる施設又は事業所（派遣期間は無資格者 1 人に対し最長 2.5 か月間です。派遣期間中の無資格者の受け入れにかかる費用の施設・事業所負担は生じません。）

ウ 募集期間

令和 7 年 1 月末日まで（但し、無資格者の定員到達により終了）

エ 事業の流れ

- ① 無資格者・受入介護保険施設等の募集
- ② 無資格者と介護保険施設等とのマッチング
- ③ 介護保険施設等での実習・介護職員初任者研修受講（最長 2.5 か月間）
- ④ 無資格者と介護保険施設等の双方合意による直接雇用（正社員・パート）

オ 応募・問合せ先（事業受託者） 平日 9:00～17:30

株式会社東海道シグマ 地域福祉支援事業部

本 社：静岡市葵区御幸町 8-1 JADE ビル 6 F

TEL 054-255-4259

豊橋事業所：豊橋市前田南町 1 丁目 1-1 タワーレジデンス HADA 202 号室

TEL 0532-21-7228

総合事業における指定事業者に関すること

(1) 総合事業における指定事業者の指定基準及び報酬等について

- ・ 広域連合が行う総合事業については、以下の要綱及び要領に基づき実施しております。
 - (ア) 東三河広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
 - (イ) 東三河広域連合介護予防ケアマネジメント実施要領
 - (ウ) 東三河広域連合指定介護予防訪問サービス及び指定広域型訪問サービスの人員、設備及び運営等の基準並びに要する費用の算定に関する基準に関する要領
 - (エ) 東三河広域連合指定介護予防通所サービス及び指定広域型通所サービスの人員、設備及び運営等の基準並びに要する費用の算定に関する基準に関する要領

(2) 総合事業におけるサービスコードについて

- ・ 東三河広域連合で提供する単位数表マスタは、8市町村分あります。
単位数表マスタの内容は保険者番号以外同じです。利用者の介護保険被保険者証記載の保険者番号を必ず確認し、記載のある保険者番号（市町村）のサービスコードを利用してください。

(3) 指定事業者の各種手続きについて

- ・ 総合事業における指定事業者の各種手続きについては、居宅サービス事業者等と同様です。
1 ページより、ご確認ください。

(4) 指定有効期間について

- ・ 総合事業における指定事業者の指定の有効期間は原則 6 年間です。
- ・ ただし、同一所在地で一体的に運営する事業所において既に訪問介護、通所介護又は地域密着型通所介護の指定を受けている場合は、指定申請時もしくは指定更新時に、総合事業における指定事業者の指定の有効期間満了日を訪問介護等の指定の有効期間満了日に合わせることもできます。

(5) 広域連合区域外の総合事業の事業所の利用について

- ・ 広域連合区域内に住民票がある被保険者が広域連合区域外に所在する総合事業の事業所を利用することは、原則できません。
- ・ 広域連合区域外の総合事業の事業所の場合でも、広域連合から総合事業の指定を受けている場合には広域連合区域内に住民票のある被保険者についても利用をすることができます。
ただし、事業所が指定を受けるまでには手続き上、時間を要し、すぐに利用できるわけではないことに留意が必要です。指定を受けていない事業所を利用してしまった場合、給付の対象となりませんので事業所が指定を受けているかどうかの確認を確実に行ってください。

(6) 広域連合区域外に住民票がある人の総合事業の利用について

- ・保険者が広域連合ではなく、住所地特例対象者ではない利用者については、広域連合内の総合事業の指定事業所を利用することはできません。

ただし、保険者である市町村から指定を受けることで当該市町村の被保険者の利用も可能となります。その場合には指定の可否、要件及び手続きなどについて事前に保険者である市町村へ必ず相談をしてください。

- ・他の保険者の利用者（※住所地特例対象者ではない）の利用の場合には、他の保険者が提供するサービスコードを利用する必要があります。

(7) 総合事業における請求の留意事項について

- ・総合事業の請求については、従前の介護予防訪問介護・介護予防通所介護の請求方法とは一部異なります。介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業においては、従来の予防給付における月額包括報酬を日割りで算定する事由に、「利用者との契約開始」及び「利用者との契約解除」が加わっております。利用者が死亡した場合は、「利用者との契約解除」と同様の扱いとし、死亡日を起算日として日割りで算定してください。

日割りの取り扱いについては、次ページに例示してありますので参照してください。

【参考ホームページ】

東三河広域連合 HPー介護予防・日常生活支援総合事業について

<https://www.east-mikawa.jp/inner.php?id=210>